

議案第 4 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

全部改正された行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の制定に伴い、君津市税条例（昭和 45 年君津市条例第 27 号）、固定資産評価審査委員会条例（昭和 45 年君津市条例第 28 号）、君津市行政手続条例（平成 8 年君津市条例第 22 号）、君津市個人情報保護条例（平成 9 年君津市条例第 3 号）及び君津市情報公開条例（平成 16 年君津市条例第 1 号）の一部を改正しようとするものである。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(君津市税条例の一部改正)

第1条 君津市税条例（昭和45年君津市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 固定資産評価審査委員会条例（昭和45年君津市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第2項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第11条第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

(君津市行政手続条例の一部改正)

第3条 君津市行政手続条例（平成8年君津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 2 項第 4 号中「ことのある」を削る。

（君津市個人情報保護条例の一部改正）

第 4 条 君津市個人情報保護条例（平成 9 年君津市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 18 条の 4 第 1 項中「第 28 条」を「第 28 条第 3 項」に改め、同条第 3 項中「第 27 条及び」を削る。

「第 4 章 不服申立て」を「第 4 章 審査請求」に改める。

第 27 条及び第 28 条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第 27 条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第 28 条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関（議会を除く。以下この章において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公開条例第 21 条第 1 項に規定する君津市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

（1）審査請求が不適法であり、却下する場合

（2）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

（3）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

（4）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 議会は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に対し審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をするために必要があると認めるときは、審査会の意見を求めることができる。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。

以下この項及び次条第2号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第29条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

（君津市情報公開条例の一部改正）

第5条 君津市情報公開条例（平成16年君津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第14条第1項中「第19条」を「第19条第3項」に改め、同条第3項中「第18条及び」を削る。

「第3章 不服申立て等」を「第3章 審査請求等」に改める。

第18条及び第19条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関（議会を除く。以下この章において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、君津市情報公開・個人情報保護審査会（第21条第1項を除き、以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 議会は、開示決定等に対し審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をするために必要があると認めるときは、審査会の意見を求めることができる。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第20条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第21条第1項中「第18条第1項」を「第19条第1項」に、「第27条第1項」を「第28条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第22条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第23条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第24条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第25条の見出しを「（提出資料の写しの送付等）」に改め、同条第2項中「市長」を「審査会」に、「前項」を「第2項」に改め、「又は複写」を削り、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この

限りでない。

第 25 条第 1 項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「又は複写」を削り、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

審査会は、第 22 条第 3 項若しくは第 4 項又は前条第 1 項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第 27 条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
第1条による改正 君津市税条例 (災害等による期限の延長) 第7条 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>審査請求</u>）に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。 2～5 省略 第2条による改正 固定資産評価審査委員会条例 (審査の申出) 第4条 省略 2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所 (2) <u>審査の申出に係る処分の内容</u> (3) 省略 (4) 省略 (5) 省略 3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管	(災害等による期限の延長) 第7条 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>不服申立て</u>）に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。 2～5 省略 (審査の申出) 第4条 省略 2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所_____ (2) 省略 (3) 省略 (4) 省略 3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管

理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。

4～5 省略

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

(書面審理)

第6条 省略

2 委員会は、弁明書の提出があつた場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。

3 省略

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があつたときは、これを市長に送付しなければならない。

(決定書の作成)

第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

2 省略

理人、総代又は代理人の氏名及び住所_____を記載し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項に規定する書面を添付しなければならない。

4～5 省略

(書面審理)

第6条 省略

2 委員会は、弁明書の提出があつた場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。

3 省略

(決定書の作成)

第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、_____決定書を作成しなければならない。

2 省略

第3条による改正 君津市行政手続条例

(聴聞の主宰)

第19条 省略

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

(1) ～(3) 省略

(4) 前3号に規定する者であった_____者

(5) ～(6) 省略

第4条による改正 君津市個人情報保護条例

目次

第1章～第3章 省略

第4章 審査請求 (第27条―第29条の2)

第5章～第8章 省略

附則

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第18条の4 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び開示請求者以外のもの（以下この条、第28条第3項及び第29条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 省略

(聴聞の主宰)

第19条 省略

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

(1) ～(3) 省略

(4) 前3号に規定する者であったことのある者

(5) ～(6) 省略

目次

第1章～第3章 省略

第4章 不服申立て (第27条―第29条の2)

第5章～第8章 省略

附則

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第18条の4 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び開示請求者以外のもの（以下この条、第28条_____及び第29条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 省略

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（ 第28条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第4章 審査請求

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第27条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第27条及び第28条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第4章 不服申立て

（審査会への諮問）

第27条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関（議会を除く。以下この章において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公開条例第21条第1項に規定する君津市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

（1）不服申立てが不適法であり、却下するとき。

（2）裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第29条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（3）裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。

(審査会への諮問)

第28条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関（議会を除く。以下この章において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公開条例第21条第1項に規定する君津市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 議会は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に対し審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をするために必要があると認めるときは、審査会の意見を求めることができる。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、

(4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

2 議会は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に対し不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をするために必要があると認めるときは、審査会の意見を求めることができる。

(諮問をした旨の通知)

第28条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第29条 第18条の4第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決_____をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決_____

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決_____（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5条による改正 君津市情報公開条例

目次

第1章～第2章 省略

第3章 審査請求等

第1節～第3節 省略

第4章 省略

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第29条 第18条の4第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等_____に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

目次

第1章～第2章 省略

第3章 不服申立て等

第1節～第3節 省略

第4章 省略

附則

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び開示請求者以外のもの（以下この条、第19条第3項及び第20条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 省略

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第19条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第3章 審査請求等

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

附則

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び開示請求者以外のもの（以下この条、第19条及び第20条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 省略

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第18条及び第19条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第3章 不服申立て等

(審査会への諮問)

第18条 開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関（議会を除く。以下この章において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、君津市情報公開・個人情報保護審査会（第21条第1項を除き、以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(審査会への諮問)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関（議会を除く。以下この章において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、君津市情報公開・個人情報保護審査会（第21条第1項を除き、以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 議会は、開示決定等に対し審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をするために必要があると認めるときは、審査会の意見を求めることができる。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 議会は、開示決定等に対し不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をするために必要があると認めるときは、審査会の意見を求めることができる。

(諮問をした旨の通知)

第19条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

する参加人をいう。以下同じ。)

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決_____をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決_____

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決_____（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（設置）

第21条 第19条第1項の規定による諮問及び君津市個人情報保護条例（平成9年君津市条例第3号）第28条第1項に規定する諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、君津市情報公開・個人情報保護審査会を置く。

2～7 省略

（審査会の調査権限）

第22条 省略

2～3 省略

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等_____に係る行政文書を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（設置）

第21条 第18条第1項の規定による諮問及び君津市個人情報保護条例（平成9年君津市条例第3号）第27条第1項に規定する諮問に応じ、不服申立てについて調査審議するため、君津市情報公開・個人情報保護審査会を置く。

2～7 省略

（審査会の調査権限）

第22条 省略

2～3 省略

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服

請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第23条 審査請求人等は、規則で定めるところにより、審査会に対し、口頭で意見を述べる機会を求めることができる。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、規則で定めるところにより、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出等)

第24条 審査請求人等は、規則で定めるところにより、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

2 市長は、審査請求人等から意見書又は資料が審査会に提出されたときは、審査請求人等(当該意見書又は資料を提出したものを除く。)にその旨を通知するよう努めるものとする。

(提出資料の写しの送付等)

第25条 審査会は、第22条第3項若しくは第4項又は前条第1項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、規則で定めるところにより、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料(第22条第1項の規定により審査会へ提示された行政文書を除く。)の閲覧_____を求めることが

申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第23条 不服申立人等は、規則で定めるところにより、審査会に対し、口頭で意見を述べる機会を求めることができる。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、規則で定めるところにより、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出等)

第24条 不服申立人等は、規則で定めるところにより、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

2 市長は、不服申立人等から意見書又は資料が審査会に提出されたときは、不服申立人等(当該意見書又は資料を提出したものを除く。)にその旨を通知するよう努めるものとする。

(提出資料の閲覧等)

第25条

不服申立人等は、規則で定めるところにより、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料(第22条第1項の規定により審査会へ提示された行政文書を除く。)の閲覧又は複写を求めることが

できる。この場合において、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧_____について、その日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第27条 諮問実施機関は、諮問に対する答申を受けたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

できる。この場合において、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができない。

2 市長は、前項の規定による閲覧又は複写について、その日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第27条 諮問実施機関は、諮問に対する答申を受けたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。